

社援基発0929第1号  
平成28年9月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 社会福祉法人における退職金制度の状況に係る調査の結果について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年6月14日付け社援基発0614第1号当職通知「社会福祉法人における退職金制度の状況に係る調査について（依頼）」により実施した調査の結果を別添のとおり取りまとめました。

平成28年4月に施行された（独）福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下「機構退手共済」という。）の改正に伴い、施行日以降、機構退手共済から脱退した法人（以下「脱退法人」という。）及び新規採用者を機構退手共済の対象としない法人（以下「新規採用者対象外法人」という。）においては、機構退手共済以外の退職金制度の活用又は法人独自の退職準備金の積立により、職員の処遇の確保に努める一方、一部の脱退法人や新規採用者対象外法人においては、退職金制度を活用せず、また、退職準備金の積立を行っていないという状況が見受けられました。

都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、上記調査結果を踏まえ、脱退法人及び新規採用者対象外法人のうち、退職金制度に加入せず、退職準備金の積立も行っていない法人に対しては、改めて、介護人材や保育人材の確保等を図る観点から、退職金が果たす役割や退職金制度の活用等による職員の処遇の確保の重要性について周知いただきますようお願いいたします。

また、上記調査においては、そもそも機構退手共済を含め、退職金制度を活用せず、また、法人として退職金制度を準備していない法人が見受けられました。

このような法人に対しても、退職金制度の活用を含め、職員の処遇の確保を図ることの重要性について周知いただきますようお願いいたします。

あわせて、都道府県におかれましては、管内の市（指定都市及び中核市を除く。）に対し、所管の社会福祉法人に対する同様の対応をご依頼いただきますようお願いいたします。

# 社会福祉法人における退職金制度の状況に係る調査結果

## 調査趣旨

- 社会福祉施設等に従事する職員の退職金については、(独)福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下「機構退手共済」という。)をはじめ、各法人の実情に応じて多様な制度の中から選択されている状況。
- 第190回国会における「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の審議では、機構退手共済について、「公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。」との附帯決議がなされた。
- 以上を踏まえ、公費助成の廃止の対象となった法人における退職金制度の状況を把握するため、調査を実施。

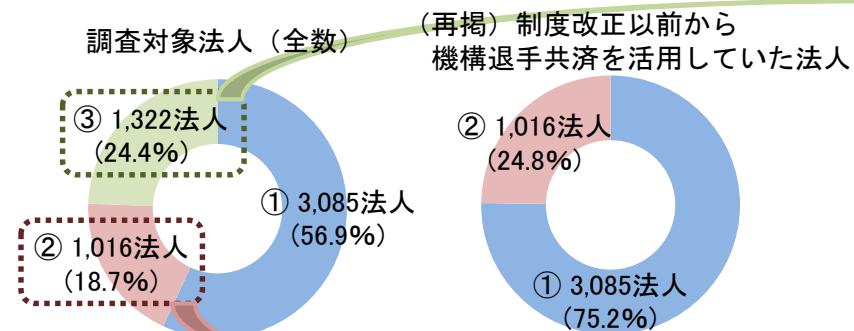
## 調査概要

- 調査対象：平成28年3月31日時点において障害者支援施設等を運営していた社会福祉法人のうち、平成28年6月1日現在においても継続して当該施設等を運営している法人
- 調査方法：所轄庁を通じて調査対象法人に調査を実施(回答集計法人数：5,423法人)

## 調査結果

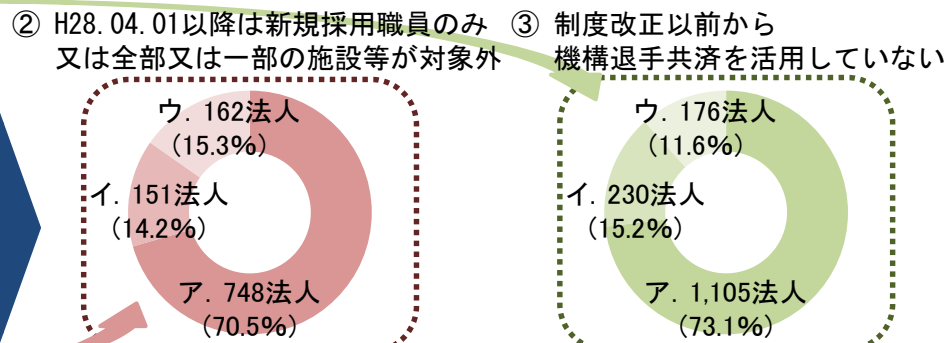
- 制度改正以前から機構退手共済を活用していた法人(4,101法人)のうち、施行日以降、機構退手共済から脱退した法人及び新規採用者を機構退手共済の対象としない法人は、1,016法人(24.8%)。
- 1,016法人のうち、機構退手共済の対象としない職員のために、退職金制度を活用せず、また、退職準備金の積立を行っていない法人は、162法人(15.3%)。(※ 制度改正以前から機構退手共済を活用していない法人(1,322法人)では、176法人(11.6%))

### (機構退手共済の活用状況)



- ① 全ての障害者支援施設等の職員が活用
- ② H28.04.01以降は新規採用職員のみ対象外又は全部又は一部の施設等が対象外
- ③ 制度改正以前から機構退手共済を活用していない

### (機構退手共済の対象としない職員に対する退職金の準備状況)



- ア. 中小企業退職金共済制度等の他の退職金制度を活用
- イ. 法人独自で退職準備金を積立を実施
- ウ. 退職金制度に未加入かつ退職準備金の積立も未実施(※複数回答あり)